

議案第44号

備前市水道事業の設置等に関する条例及び備前市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

備前市水道事業の設置等に関する条例及び備前市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月20日

備前市長 吉村 武司

備前市条例第 号

備前市水道事業の設置等に関する条例及び備前市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(備前市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 備前市水道事業の設置等に関する条例(平成17年備前市条例第209号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(備前市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 備前市下水道事業の設置等に関する条例(平成25年備前市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第44号参考資料

備前市水道事業の設置等に関する条例新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額30万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額30万円以上である場合とする。</p>

備前市下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。</p>